

## 公的年金等に係る雑所得の計算方法が変わっています。

平成18年度から、65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の計算方法が次のように改正されています。

平成17年度まで		平成18年度から	
公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得
260万円以下	A - 140万円	330万円以下	A - 120万円
260万円超 460万円以下	A × 75% - 75万円	330万円超 410万円以下	A × 75% - 37.5万円
460万円超 820万円以下	A × 85% - 121万円	410万円超 770万円以下	A × 85% - 78.5万円
820万円超	A × 95% - 203万円	770万円超	A × 95% - 155.5万円

## 【2】定率減税の廃止

景気対策の一環として、平成11年度から実施されてきた定率による税額控除が、平成19年度から廃止されます。

この定率減税の額は国の税制改正によって、平成17年度までは所得割額の15%相当額（4万円が上限）でしたが、平成18年度には所得割額の7.5%（2万円が上限）になっていました。

### 個人住民税の定率減税

平成17年度分まで	平成18年度分	平成19年度分から
所得割額の15%を控除 (4万円を上限)	所得割額の7.5%を控除 (2万円を上限)	廃止

所得税においても、平成18年分は税額の10%が控除（控除限度額：12万5千円）されていますが、平成19年分から廃止されます。